

グループホームの利用者の皆様へ

香取市認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム） 家賃負担軽減助成制度について

香取市では、一定の要件を満たす方が、認知症対応型グループホームを利用した際に支払う家賃の一部を助成しております。

1 対象となる方

助成を受けることが出来る方は、次の①から④までの要件すべてに該当する方です。

- ① 市民税非課税世帯であること。
- ② 配偶者がいる場合、世帯が別であっても配偶者が市民税非課税であること。
- ③ 本人の預貯金等が 1,000 万円以下（配偶者がいる場合、夫婦で 2,000 万円以下）であること。
- ④ 次の表の所得段階のいずれかに該当すること。

区 分	所 得 段 階
第 1 号	老齢福祉年金受給者
第 2 号	年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方
第 3 号	年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方

※非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として算定します。

2 助成金額及び助成方法

助成金額は、所得段階ごとの区分に従い次のとおりです。

区 分	助成額（月額）	入・退所等で一月に満たない場合（日額）
第 1 号	12,000 円	390 円
第 2 号	8,000 円	260 円
第 3 号	5,000 円	160 円

対象となる方の家賃は、この表の区分に従って事業所から減額して請求されますので減額後の金額をお支払ください。事業所が減額した分を市が助成金として補填します。従って、対象となる方に市から助成金が直接支払われることはありません。

3 助成を受けるには

助成を受けるためには、市に申請を行い、助成の対象者として認定を受ける必要があります。助成の対象者として認定された方には、市から「香取市認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減認定通知書」を発行しますので、事業所に提示してください。

申請に必要な書類

- ① 香取市認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減認定申請書
- ② 事業所との利用契約書・重要事項説明書（入所日及び家賃が明記されているもの）の写し
- ③ 預貯金（普通・定期）については通帳の写し

*通帳の最終記帳日が2ヶ月以上前の時は最新の記帳を済ませてください。

- ④ 非課税年金については年金支払通知書
 - ⑤ 有価証券（株式・国債・地方債・社債など）については証券会社や銀行等の口座残高証明書
 - ⑥ 投資信託については銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高証明書
- ③、④、⑤、⑥については所有していない場合、提出の必要はありません。

4 助成期間

助成期間は、新規に入所される方を除き、毎年8月1日から翌年の7月31日までとなりますので、引き続きグループホームに入所し助成を受けようとする方は、毎年6月から7月に新たに始まる助成期間の申請をしていただく必要があります。これは認定の判定に係る市民税の課税内容が毎年6月に決定されるためです。

新規に入所される方の助成期間は、1年目は申請日から最初に迎える7月31日までとなります。2年目以降は、毎年8月1日から翌年の7月31日までとなります。1年目の助成の開始は入所日ではなく申請書提出日からとなります。従って入所後期間において申請があった場合、助成を受けられない期間が発生することがありますのでご注意ください。

問合せ先

香取市役所 福祉健康部 高齢者福祉課

〒287-8501 香取市佐原口2127番地

電話 0478-50-1208 , ファックス 0478-50-1379